

写

令和3年9月8日

加東市議会議長 小川忠市様

発議者

大畠一チ代
高瀬俊介

議員 北原豊君に対する懲罰動議

次の理由により、議員北原豊君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び加東市議会会議規則第161条第1項の規定により、動議を提出します。

記

【理由】 令和3年9月6日、加東市議会定例会本会議での北原豊君自慢に対する懲罰動議に係る一身上の弁明において、双方の実名（固有名詞）を挙げ、近隣市の会社から別の会社へ「カルテルに参加しないか、と依頼があった」と発言した。

このことは、名指しされた会社の名誉を傷つけるものであり、また、刑法にも抵触しかねない重大な行為で、加東市議会として看過すべきでない。このまま放置すると加東市議会もこれに加担したと受け止められかねない。

また、加東市の入札執行に関し「こういうことをNHKさんもかなり興味を持たれています。加東市における入札の方法もしかり、図面の内容もしかり」との発言もあった。

このような加東市政に関し市民に不信感を抱かせる発言は、確たる証拠を示しながら慎重の上にも慎重にすべきであり、今回の北原豊君の発言は議会人としても一社会人としても極めて不適切で、加東市議会の品位、権威、市民からの信頼性を失墜させる行為と言わざるを得ない。

よって、議員北原豊君に懲罰を科されたい。

